

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600047号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2600008号

第1 結論

昭和61年*月から昭和62年3月までの請求期間及び昭和63年3月から平成元年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年*月から昭和62年3月まで
② 昭和63年3月から平成元年4月まで

請求期間①について、当時の住所はA市B区C町(現在は、D区C町)で、私は学生であったので、20歳になった昭和61年*月頃に母がB区役所で国民年金の任意加入手続をして、国民年金保険料を納付書により郵便局で毎月納付してくれたと思う。

請求期間②について、昭和63年3月に会社を退職後、自身でB区役所において国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付書により郵便局や銀行で毎月納付していた。

しかしながら、請求期間①及び②の保険料納付記録がないので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続(任意加入を含む。)を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が被保険者に交付される取扱いとなっていたところ、請求期間①及び②当時、A市B区において国民年金加入手続を行った者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号において、請求者が平成29年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できるが、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期

間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、納付書が発行されないため、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の母親は、請求期間①の国民年金保険料をE郵便局で納付したと思う旨陳述し、請求者は、請求期間②の保険料を同郵便局、F郵便局、G駅そばのH銀行（現在は、I銀行）、J駅そばのK銀行（現在は、L銀行）及びM銀行（現在は、N銀行）でそれぞれ納付した旨陳述しているところ、両郵便局、I銀行O支店、L銀行P支店及びN銀行Q支店の各担当者は、保存期限経過のため、当時の入金記録はない旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、当時、父親が勤務していたR社における年末調整の資料により、保険料納付の証明ができるはずであると陳述しているところ、同社及び同社の所在地を管轄するS税務署の各担当者は、保存期限経過のため、当時の年末調整の資料はない旨陳述している。

また、A市B区及び同市D区は、請求者の国民年金の記録を確認できる資料はない旨回答しているほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。